

札 介 保 第500号

札介保（指）第611号

平成18年（2006年）6月14日

各認知症対応型通所介護事業所 管理者 様

各認知症対応型共同生活介護事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局保健福祉部

介護予防担当課長

事業指導担当課長

## 指定認知症対応型通所介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者等が修了すべき研修について

標記の件につきましては、指定認知症対応型通所介護事業所（指定介護予防認知症対応型通所介護事業所を含む。以下同じ。）の管理者並びに指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所を含む。以下同じ。）の計画作成担当者、管理者及び代表者が指定を受ける際（指定を受けた後に変更の届出を行う場合を含む。）に修了することとした研修については、国から通知がなされているところですが、このたび、受講すべき研修等について、下記のとおり整理いたしましたので、各事業所におかれましては、必要な研修の受講等について十分にご留意いただきますようお願いいたします。

なお、ご不明な点がありましたら、各担当の係までご連絡願います。

### 記

#### 1 計画作成担当者

##### (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所

次のア及びイのいずれかの研修を修了していること。

ア 「認知症介護実践研修（実践者研修）」

イ 「認知症（痴呆）介護実務者研修（基礎課程）」

## 留意事項

(1)については、従来から必要な要件とされていたところであり、平成18年4月1日以降は、(1)に定める研修を修了していない場合は、職員の人員基準欠如となり、当該人員基準欠如が発生した翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで介護報酬が減算(所定単位数の70/100を算定)となる。(減算が明らかになった場合、また、その後に人員基準欠如が解消された場合は、それぞれ速やかに札幌市に介護給付費算定に係る体制等に関する届出書及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表により届出を行うことが必要である。)

なお、当該事業所の計画作成担当者のうち1以上は介護支援専門員をもって充てるという要件を満たさない場合も同じく職員の人員基準欠如となり、介護報酬の減算の対象となることに留意すること。

## (2) 必要な研修を修了していない場合の介護報酬減算に係る特例的取扱い

職員の突然の離職等により、(1)に定める研修を修了した計画作成担当者がいなくなった場合について、以下の 及び の要件を満たすときは、本市における研修の開催状況等を勘案し、当該研修を修了するまでの間は減算対象としないこととする。

(1)に定める研修を修了した計画作成担当者がいなくなった翌月末までに介護支援専門員の資格を持つ計画作成業務を行う担当者が配置されること。

ただし、2以上の共同生活住居をもつ事業所で、他の共同生活住居に(1)に定める研修を修了した介護支援専門員が計画作成担当者として配置されている場合は、必ずしも介護支援専門員の資格を持つ者でなくてもよい。

による配置前若しくは配置後直近の研修受講者募集の機会に実践者研修の申込みを行い当該計画作成業務を行う担当者が研修を修了することが確実に見込まれること。

なお、実践者研修の受講要件として、一定の介護業務従事経験が必要であるため、事前にご確認願います。

## 留意事項

受講予定の研修を修了しなかった場合においては、通常の減算の算定方法に基づき、(人員欠如が発生した翌々月から)減算を行うものとする。

## 2 管理者

### (1) 指定認知症対応型通所介護事業所

「認知症対応型サービス事業管理者研修」(受講要件として、「実践者研修」又は「基礎課程」を修了していることが必要である。)を修了していること。

#### 《みなし措置》

平成18年3月31日までに、次のいずれかの研修を修了している者は、既に必要な研修を修了しているものとみなして差し支えない。

ア 「認知症介護実践研修(実践者研修)」又は「認知症(痴呆)介護実務者研修(基礎課程)」(ただし、平成18年3月31日に、現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事している者のみが該当し、これ以外の者で本研修修了者は、「認知症対応型サービス事業管理者研修」の修了を要する。)

イ 「認知症高齢者グループホーム管理者研修」(ただし、平成18年3月31日に現に、認知症対応型共同生活介護事業所の管理者の職務に従事している者のみが該当し、これ以外の者で本研修修了者は、「認知症対応型サービス事業管理者研修」の修了を要する。)

#### 《経過措置》

ア みなし指定を受けた事業所で、その時点から当該事業所の管理者である者は、研修の受講は要しない。

## 留意事項

平成18年4月1日にみなし指定を受けた事業所で、平成18年4月2日以降に管理者に就任する者は、上記に規定するみなし措置に該当する者を除き、「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了することが必要である。

イ 平成19年3月31日までの間に開設する事業所の管理者は、平成

19年3月31日までに「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了していればよい。

## (2) 指定認知症対応型共同生活介護事業所

「認知症対応型サービス事業管理者研修」(受講要件として、「実践者研修」又は「基礎課程」を修了していることが必要である。)を修了していること。

### 《みなし措置》

平成18年3月31日までに、次のいずれかの研修を修了している者は、既に必要な研修を修了しているものとみなして差し支えない。

ア 「実践者研修」及び「認知症高齢者グループホーム管理者研修」

イ 「基礎課程」及び「認知症高齢者グループホーム管理者研修」

ウ 「基礎課程」(ただし、平成18年3月31日以前から現在の指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者の職務に従事している者のみが該当し、これ以外の者で本研修修了者は、「認知症対応型サービス事業管理者研修」の修了を要する。)

### 留意事項

平成18年4月1日以降に指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者に就任する者で、「基礎課程」を修了し、かつ、「認知症高齢者グループホーム管理者研修」又は「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了していない者は、「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了することが必要である。

## 3 代表者

### (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所

「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了していること。

### 《みなし措置》

次のいずれかの研修を修了している者は、既に必要な研修を修了しているものとみなして差し支えない。

ア 「認知症介護実践研修(実践者研修又は実践リーダー研修)」

イ 「認知症高齢者グループホーム管理者研修」

ウ 「認知症（痴呆）介護実務者研修（基礎課程又は専門課程）」

エ 「認知症介護指導者養成研修」

オ 「認知症高齢者グループホーム開設予定者研修」

《経過措置》

ア みなし指定を受けた事業所の代表者で上記に掲げるいずれの研修も受講していない者は、平成21年3月31日までに「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了していればよい。

イ 平成19年3月31日までの間に開設する事業所の代表者は、平成19年3月31日までに「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了していればよい。

#### 4 参考資料

厚生労働省からの研修関連のQ & A

**【担当】**

札幌市保健福祉局保健福祉部介護保険課

〔研修の募集及び内容等について〕

介護予防担当係（ 211-2547 ）

〔事業の運営基準等について〕

事業指導係（ 211-2972 ）